

1 特定建築物調査報告書

特定建築物の定期調査報告書・調査結果表等
作成上の留意事項等について

定期調査報告書等の記入例
(特定建築物)

令和 7 年 6 月

神奈川県内13特定行政庁

記入例・注意事項

第三十六号の二様式（第五条関係）（A4）

建

定期調査報告書
（第一面）

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 ○○○○ 様

神奈川県知事又は○○市長(特定行政庁)

報告者は【2. 管理者】と同じ

令和 年 月 日

日付は空欄で提出してください。

報告者氏名 神奈川 次郎

調査者氏名 神奈川 三郎

報告者・調査者共に、押印は必要ありません。

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】かがりじろ
【ロ. 氏名】神奈川 次郎
【ハ. 郵便番号】000-0000
【ニ. 住所】横浜市△△区◇◇1-2-3
【ホ. 電話番号】045-000-0000

法人にあってはその名称
代表者の職名・氏名
主たる事務所の所在地
フリガナを必ず記載

【3. 調査者】の調査者が
2人以上のときは、代表と
なる調査者を記入する。

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】ショウシャニオジ
【ロ. 氏名】所有者と同じ
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

「所有者と同じ」・「同上」といった記載でも可
管理者とは建築物に関して維持管理上の責任のある立場の者
※日常的な管理(清掃・保全会社との打合せ等)のみを行っている人ではありません。

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】(1級) 建築士 (大臣) 登録第 999999 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】かがりじろ

【ハ. 氏名】神奈川 三郎

【ニ. 勤務先】○○建築設計事務所

(1級) 建築士事務所 (神奈川県) 知事登録第 12345 号

【ホ. 郵便番号】000-0000

【ヘ. 所在地】横浜市△△区◇◇1-2-3

【ト. 電話番号】045-000-1111(FAX045-000-2222) ← 勤務先等、直接連絡ができる番号 ※外出が多い場合は携帯番号・FAX等を併記

(その他の調査者)

【イ. 資格】() 建築士 () 登録第 号
特定建築物調査員 第 A3333333 号

【ロ. 氏名のフリガナ】かがりじろ

【ハ. 氏名】神奈川 四郎

【ニ. 勤務先】株式会社○○

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】000-0000

【ヘ. 所在地】横浜市△△区◇◇3-2-1

【ト. 電話番号】045-000-3333

(その他の調査者)
調査者が1名の場合は欄
を削除してもよい。
3名以上の場合は欄を追
加するか別紙に記載して添
付する。

資格者番号の頭文字は「A」

住居表示で記入
住居表示が実施されていない場合は地名地番

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】横浜市△△区◇◇1-2-3

【ロ. 名称のフリガナ】ホテル○○かがり

【ハ. 名称】ホテル○○神奈川 ← テナントビルの場合はその名称

【ニ. 用途】ホテル、物販店舗 ← 建築物の主要用途及び定期報告対象の用途など、すべての用途名を記載する。(用途名は業種が分かるように記載)

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

第三面【2. 調査の状況】の指摘のあった項目を全て列記する。

【ロ. 指摘の概要】 要 是 正: 建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等

既存不適格: 建築物の内部

改善予定年月のうち最も早いものを記入

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

【ニ. その他特記事項】外壁全面打診調査等未実施

【5. 調査による指摘の概要】

①指摘なしの場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
②指摘事項がすべて既存不適格の場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
③既存不適格以外の指摘事項ありの場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
(指摘事項に要是正が一つでもある場合)

要是正に至らなくても、注意を要する事項や
精密診断が必要な事項等、報告しておくべき
事項を記入する。

※ 受付欄	※ 特記欄	※ 整理番号欄
令和 年 月 日		00-00-00-00000-00
第 号		
係員氏名		

建築設備・防火設備
共に同一の番号を
記入する

調査等の概要

【 1. 調査及び検査の状況 】

- 【 イ. 今回の調査 】 令和 0 年 0 月 0 日実施
- 【 ロ. 前回の調査 】 実施 (令和 0 年 0 月 0 日報告) 未実施
- 【 ハ. 建築設備の検査 】 実施 (令和 0 年 0 月 0 日報告) 未実施
- 【 ニ. 昇降機等の検査 】 実施 (令和 0 年 0 月 0 日報告) 未実施
- 【 ホ. 防火設備の検査 】 実施 (令和 0 年 0 月 0 日報告) 未実施

前回の調査を実施した日ではなく、
前回の報告書を提出した日を記入する。

建築物と報告書類の整備
状況を確認・調査し記載す
る。書類がない場合は、エ
レベーターのここ内の定
期検査報告済証の裏面記
載等を参照する。

【 2. 調査の状況 】

① (敷地及び地盤)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】

建築物と同時に提出する場合は、今回の提出日を記載するので、空欄で提出する。

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

② (建築物の外部)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】 躯体等2(10)

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

③ (屋上及び屋根)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】 屋上面3(1)

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

④ (建築物の内部)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】 防火区画4(1) 防火設備4(26) 天井4(25) 石綿等を添加した建築材料4(42) (既存不適格)
石綿等を添加した建築材料4(43)

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

改善予定年月日のうち
最も早いものを記入。

要是正の内容及び
既存不適格の内容
全てについて、
調査項目と番号を
記載する。

⑤ (避難施設等)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】 廊下5(3)

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

⑥ (その他)

- 【 イ. 指摘の内容 】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【 ロ. 指摘の概要 】

- 【 ハ. 改善予定の有無 】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

石綿を添加した建築材料で報告を要するもの
は、吹付け石綿及び吹付けロックウールでそ
の含有する石綿の重量が当該建築材料の重
量の0.1%を超えるもの。

【 3. 石綿を添加した建築材料の調査状況 】 (該当する室)

- 【 イ. 該当建築材料の有無 】 有 (飛散防止措置無) (地下1階機械室)
 有 (飛散防止措置有) ()
 無 (令和 年 月に分析予定)
- 【 ロ. 措置予定の有無 】 有 (令和 0 年 0 月に改善予定) 無

分析調査済みの場合は、
調査日と番号を記入する。

【 4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況 】

- 【 イ. 耐震診断の実施の有無 】 有 無 (令和 年 月に実施予定) 対象外
- 【 ロ. 耐震改修の実施の有無 】 有 無 (令和 年 月に実施予定) 対象外

耐震診断済み又は耐震改修済み
の場合は、実施日を記入する。

昭和56年6月以降の新耐震基準の
設計による場合は、「対象外」の
チェックボックスにレ点又は■

【 5. 建築物等に係る不具合等の状況 】

- 【 イ. 不具合等 】 有 無
- 【 ロ. 不具合等の記録 】 有 無
- 【 ハ. 改善の状況 】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

【 6. 備考 】

飛散防止措置とは、「除去」又は平成18年国交省告
示第1173号に定める「囲い込み措置」若しくは「封じ
込め措置」が講じられたものをいう。

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】
不具合等がある場合は、その概要を、第四面の
「建築物等に係る不具合等の状況」に記入する。

【2. 調査の状況概要】

- ①指摘なしの場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- ②指摘事項がすべて既存不適格の場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- ③既存不適格以外の指摘事項ありの場合 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
(指摘事項に要是正が一つでもある場合)

前回調査時以降に把握した、屋根ふき材・内装材・外装材等及び広告塔・装飾等その他建築物の屋外にとりつけられたものの脱落、バルコニー・屋上手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等(以下、「不具合」という。)のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲内において記入する。
 ※前回調査時以降の不具合を把握していない場合は、第四面を省略することができる。

(第四面)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
〇年〇月	外壁タイルの一部に浮きが見られた	躯体とタイルの密着力の低下	〇年〇月改善済み	タイルと躯体の剥離箇所に抽入孔を開け、エポキシ樹脂等を充填して接着

調査者が把握した年月ではなく、所有者(管理者)等が把握した年月を記入する。

不具合の項目別に記入する。

不具合が生じた原因として考えられる理由を明確に記入する。

改善済み:改善年月を記入する。
 改善予定:改善予定年月を記入する。
 改善予定なし:--を記入する。

すでに改善を実施している場合又は改善予定がある場合に、具体的な措置の概要を記入する。
 改善予定がない場合は、その理由を記入する。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。(整理番号については記入してください。)
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入してください。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条(同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築(新築を除く。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」という。)について、古いものから順に記入し、確認(建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、(注意)⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。)に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは、直前の報告について、それぞれ記入してください。
※神奈川県内では、建築設備や防火設備を同時に提出する場合は、今回の提出日と同日になりますので、日付は空欄でお持ちください。
- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落等(以下「不具合等」という。)について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

記入例・注意事項

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。

整理番号欄

00-00-00-00000-00

報告書と同じ番号

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の三関係）（A4）
定期調査報告概要書
（第一面）

建

調査等の概要

【1.所有者】

【イ.氏名のフリガナ】カガワジロウ

【ロ.氏名】神奈川 次郎

【ハ.郵便番号】000-0000

【ニ.住所】横浜市△△区◇◇1-2-3

報告書 第一面1. から転記する

【2.管理者】

【イ.氏名のフリガナ】ショウウヤニオナジ

【ロ.氏名】所有者に同じ

【ハ.郵便番号】

【ニ.住所】

報告書 第一面2. から転記する

【3.調査者】

（代表となる調査者）

【イ.資格】（1級）建築士

特定建築物調査員

（大臣）

登録第 999999

報告書 第一面3. から転記する

【ロ.氏名のフリガナ】カガワサブロウ

【ハ.氏名】神奈川 三郎

【ニ.勤務先】〇〇建築設計事務所

（1級）建築士事務所

（神奈川県）

知事登録第 12345

号

号

【ホ.郵便番号】000-0000

【ヘ.所在地】横浜市△△区◇◇1-2-3

【ト.電話番号】045-000-1111(FAX045-000-2222)

（その他の調査者）

【イ.資格】

（ ）建築士

（ ）

登録第

号

特定建築物調査員

第 A33333333

号

【ロ.氏名のフリガナ】カガワシロウ

【ハ.氏名】神奈川 四郎

【ニ.勤務先】株式会社〇〇

（ ）建築士事務所

（ ）

知事登録第

号

【ホ.郵便番号】000-0000

【ヘ.所在地】横浜市△△区◇◇3-2-1

【ト.電話番号】045-000-3333

【4.報告対象建築物】

【イ.所在地】横浜市△△区◇◇1-2-3

【ロ.名称のフリガナ】ホテル〇〇カガワ

【ハ.名称】ホテル〇〇神奈川

【ニ.用途】ホテル、物販店舗

報告書 第一面4. から転記する

【5.調査による指摘の概要】

【イ.指摘の内容】

要是正の指摘あり（既存不適格）

指摘なし

報告書 第一面5. から転記する

【ロ.指摘の概要】

要是正:建築物の外部、屋上及び屋根、建築物の内部、避難施設等

既存不適格:建築物の内部

【ハ.改善予定の有無】

有（令和 0 年 0 月に改善予定）

無

【ニ.その他特記事項】

外壁全面打診調査等未実施

【6.調査及び検査の状況】

【イ.今回の調査】

令和 0 年 0 月 0 日実施

【ロ.前回の調査】

実施（令和 0 年 0 月 0 日報告）

未実施

【ハ.建築設備の検査】

実施（令和 年 月 日報告）

未実施

【ニ.昇降機等の検査】

実施（令和 0 年 0 月 0 日報告）

未実施

【ホ.防火設備の検査】

実施（令和 年 月 日報告）

未実施

報告書 第三面1. から転記する

【7.建築物等に係る不具合等の状況】

【イ.不具合等】

有 無

【ロ.不具合等の記録】

有 無

【ハ.不具合等の概要】

外壁タイルの一部に浮きが見られた

【ニ.改善の状況】

実施済 改善予定（令和 年 月に改善予定）

予定なし（理由： ）

報告書 第三面5. から転記する

記入例・注意事項

別記第一号 (A4)

調査結果表

調査者については、報告書第1面【3.調査者】の欄に記入した調査者をすべて記入する。その他の調査者が多数いる場合は記入欄を追加し、その他の検査者がいない場合は記入欄を削除してもよい。

当該調査に関与した調査者	氏名		調査者番号
	代表となる調査者	神奈川 三郎	
その他の調査者	神奈川 四郎		2

調査者が複数の場合は調査者番号を記入する。1人の場合は記入不要。

調査対象となる項目に○を記入する。該当しない項目は空欄とし、取消線等は記入しない。

「調査結果」欄は、国土省告示第282号別表(は)欄の判定基準により判定した結果を記入する。判定結果については「指摘なし」又は「要是正」欄に○を記入し、「要是正」の項目が既存不適格である場合には、併せて「既存不適格」欄にも○を記入する。

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格			
1 敷地及び地盤								
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○	○				
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○	○			1	
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○	○			1	
(4)		有効幅員の確保の状況	○	○			1	
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○	○			1	
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○	○			2	
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○	○			2	
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況						
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況						
2 建築物の外部								
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○	○			1	
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(3)	土台 (木造に限る。)	土台の沈下等の状況						
(4)		土台の劣化及び損傷の状況						
(5)	外壁	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○	○			1	
(6)		躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		○	・3F東面外壁にひび割れあり ・6F西側外壁に欠損あり	1	
(11)		外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	○		外壁全面打診等調査未実施	1
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況	○	○			
(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況					
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況	○	○			1

調査時の状況及び調査者として適切であると考えられる対策等を記入する。

どの調査者が担当した項目が分かるように、上記「調査者番号」欄の番号を記入する。ただし、調査者が1名の場合は記入不要。

補強コンクリートブロック造 高さ2.2m以下、壁厚15cm以上(2.0m以下は10cm)、長さ3.4m以内ごとに高さの1/5以上の幅の控壁を設置する。

延焼線内にある外壁に設置された防火ダンパーも対象

外壁全面打診等済又は外壁全面改修実施済の場合は「〇年〇月〇日調査済又は改修済」と記入する。また、調査等未実施の場合は「外壁全面打診等調査未実施」と記入。(令和4年4月調査方法を追加 ※特定建築物等の調査方法、判定基準を参照)

竣工、外壁改修、外壁全面打診等実施のいずれから10年を経過したもので、3年以内の外壁改修が確実ではなく、安全対策を講じていない場合は外壁全面打診等の調査を要する。その他の場合は、手の届く範囲で部分打診及び目視にて判断する。

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号	
			指摘なし	要正	既存不適格			
(15)	外壁 窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○	○		←	1	
(17)		外壁に緊結された 広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○	○			2
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	○		←	2
3 屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		○	・伸縮目地に植物繁茂 ・断熱ブロック一部破損	1	
(2)	屋上周り（屋上面を除く。）	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況						
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(6)		屋根	屋根の防火対策の状況	○	○		←	1
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況						
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○	○			2	
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○	○			2	
4 建築物の内部								
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況	○		○	各階EV昇降路未区画←	1	
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○	○		←	1	
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○	○		←	1	
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○	○		←	1	
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○	○		←	1	
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(7)		組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)		補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(9)		鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○	○			1	
(11)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○	○		←	1
(12)			部材の劣化及び損傷の状況	○	○			1
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○	○		←	1

硬化性シーリングの禁止(網入りガラスを除く)

広告板等の落下による危険性の調査

屋根材は適正か(耐火、準耐火、不燃)

昇降機の扉は遮煙性能があるか(H14.6.1以前は既存不適格)

面積区画、高層区画が適正に構成されているか

異種用途区画が適正に構成されているか

区画外周部の処置は適正か。(50cm以上突出した壁の設置や開口部を防火設備とすること等による処置)

防火区画を構成する壁の性能は適正か

配管設備等が壁を貫通している部分の充填等は適正か

(注)
防火区画が適正に構成されているかどうかの調査は、この後の調査項目である壁、床、天井、防火設備についての調査結果を踏まえて、総合的に判断して記入ください。

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号		
			指摘なし	要正	既存不適格				
(15)	面壁する室内部分に 令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	○	○			←	1	病院、児童福祉施設、ホテル等の防火上主要な間仕切壁が適正に設置されているか	
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	○	○			←	1	内装材の制限 壁の内装材に準不燃材料等の適正な材料を使用しているか	
(17)	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況						防火区画を構成する床の性能は適正か	
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況						(例) 要正ではないが特記すべき事項	
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○	○				1	配管設備等が床を貫通している部分の充填等は適正か
(20)		準耐火性能等の確保の状況	○	○			←	1	
(21)	耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○	○		1F:EV前廊下床仕上材に一部剥離あり(経過観察)	←	1	内装材の制限:天井の内装材に準不燃材料等の適正な材料を使用しているか
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○	○			←	1	天井材に腐食、緩み、外れ、欠損、たわみ等がないか
(23)	天井 特定天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	○	○			←	1	(25) 特定天井 天井高さ6m超、面積200㎡超が対象 H25国交省告示第771号
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○	○			←	1	
(25)		特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	○	○	○	耐震対策未実施	←	1	防火設備、特定防火設備等が設置されているか
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸 (令第112条第19項第2号に規定する戸に限る。)	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○	○			←	2	規定のくぐり戸が設置されているか
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況					←		
(28)		防火扉又は戸の開放方向	○	○			←	2	避難階段、特別避難階段の防火扉が避難方向に開くか
(29)		常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況	○	○				2	常閉防火設備等の開閉等の状況は適正か
(30)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○	○			←	2	クサビやヒモ等で固定し、扉が閉鎖できない状態になっていないか
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	○	○				2	建築基準法に基づき設置された警報設備が調査対象(令和4年1月1日施行)
(32)		常時閉鎖又は作動した状態にある戸の固定の状況	○	○			←	2	消防法に基づく警報設備を兼ねる場合、半年以内に実施した消防法に基づく点検記録の確認で代替可能
(33)	照明器具、懸垂物等	○	○				1		
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況					←		
(35)		警報設備の劣化及び損傷の状況					←		
(36)	スプリンクラー設備	令和6年度国土交通省告示第284号第1号又は第2号に規定するスプリンクラー設備	(36) スプリンクラー設備の設置の状況 建築基準法の設置基準に基づき設置されたものが対象 併せて火煙の感知障害となる照明器具、懸垂物や物品等の確認						
(37)		スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況	(37) スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況 建築基準法に基づき設置されている設備が対象 消防法に基づく点検の記録がある場合は、その記録の確認を行う						
(38)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	○	○			←	1	採光上有効な開口部面積 病院の病室、児童福祉施設等の就寝室等:1/7以上 上記の談話室、娛樂室:1/10以上
(39)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	○	○			←	1	

(26) 区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況(防火区画に応じた種類の防火扉等が使用されているか)
 常時閉鎖式防火扉 : ドアクローザー等により閉鎖状態が保たれ、開放後は自動的に閉鎖
 随時閉鎖式防火扉 : 煙感知器、熱感知器、温度ヒューズ 防火区画の種類により適正か
 堅穴区画 : S48年以前 熱感知器や温度ヒューズのものがあるので注意
 エレベーター扉 : 遮煙性能の有無については4(1)において調査を実施

(29) 常閉防火設備等の本体及び枠の劣化及び損傷の状況
 《特定建築物等の調査方法、判定基準での表記》
 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備(防火扉を除く。)又は戸(以下この表において「常閉防火設備等」という。)の本体及び枠の劣化及び損傷の状況
 「常閉防火設備等」(30)(31)も同様

(30) 各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況
 「各階の主要な」:①避難経路に設けられたもの
 ②吹抜けに面して設けられたもの
 ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号
			指摘なし	要正	既存不適格		
(40)	居室の採光及び換気	換気のための開口部の面積の確保の状況	○	○			1
(41)		換気設備の設置の状況	○	○			1
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況	○	○	○	平成〇年〇月〇日実施の分析報告により、1F機械室の吹付材に石綿の含有を確認	1
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況	○	○		分析時に一部剥離があったことを報告書(3年以内のものであること)で確認	1
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況					
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等							
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○	○			1
(2)	廊下	幅の確保の状況	○	○			1
(3)		物品の放置の状況	○		○	5F屋外階段出入口前に物品の放置あり	1
(4)	出入口	出入口の確保の状況	○	○			1
(5)		物品の放置の状況	○	○			1
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況					1
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況					
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況					
(9)		物品の放置の状況					
(10)		避難器具の操作性の確保の状況					
(11)	階段	直通階段の設置の状況	○	○			1
(12)		幅の確保の状況	○	○			1
(13)		手すりの設置の状況	○	○			1
(14)		物品の放置の状況	○	○			1
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	○	○		屋外鉄骨階段に発錆あり(経過観察)	1
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	○	○		
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○	○			1
(18)		開放性の確保の状況	○	○			1
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況					
(20)		付室等の排煙設備の設置の状況					
(21)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(22)		物品の放置の状況					
(23)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況					
(24)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	○	○			1
(25)	排煙設備	排煙設備の設置の状況	○	○			1
(26)		排煙口の維持保全の状況					

自然換気
換気上有効な開口部面積
居室床面積に対し1/20以上

不明の場合:
この欄に「不明」と記入の上、
分析予定時期を記入

居室の各部分から階段までの距離

5階以上の階に百貨店の売場がある場合に必要

・避難階又は地上に直接出られるか
・階段の数は足りているか
(2以上の直通階段)等

手すり設置の確認
H12.6.1以前は既存不適格

(例)
要正ではないが特記すべき事項

避難階段
・地上5階以上又は地下2階以下(必要な場合あり)
・物販店(1,500㎡超)の3階以上の売場に通ずる場合

特別避難階段
・地上15階以上又は地下3階以下(必要な場合あり)
・物販店の5階以上の売場に通ずる場合はその内の1つ以上、15階以上に通ずる場合はその全てに設置

500㎡以内ごとに区画されているか

自然排煙口の手動開放装置が家具などにより隠されたり、手が届かない状態になっていないか
開閉の確認も行う

番号	調査項目	対象の有無	調査結果			状況、対策等	担当調査者番号
			指摘なし	要正	既存不適格		
(27)	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○	○			2
(28)		非常用の進入口等の維持保全の状況	○	○			2
(29)	その他の設備等 非常用エレベーター	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				←	1基あたり10㎡等
(30)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況					
(31)		乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況					
(32)		物品の放置の状況					
(33)		非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○	○		←
6 その他							
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況				
(2)		膜張力及びケーブル張力の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）				
(4)		上部構造の可動の状況					
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況				←	建築物の高さが20m超が対象
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況				
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況				←
(9)		付帯金物の劣化及び損傷の状況					
7 上記以外の調査項目							
	神奈川県内では、現在のところ追加調査項目はありませんので、記入は不要です。						

その他確認事項

法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無

 有(

階)

 無

法12条第3項の規定による検査を要する防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。

特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月
2(10)	躯体等	・3F東面外壁にひび割れあり ・6F西側外壁に欠損あり（要正）	エポキシ注入等による補修	令和0年0月改善予定
2(11)	外装仕上げ材等	外壁全面打診等調査未実施	調査の実施が必要	未定
3(1)	屋上面	・伸縮目地に植物繁茂 ・断熱ブロッカー部破損（要正）	清掃、補修	令和0年0月改善予定
4(1)	防火区画	各階EV昇降路未区画(既存不適格)	現行法に合致させることが望ましい	未定
4(21)	床	1F:EV前廊下床仕上材に一部剥離あり(経過観察)	補修等の対処が必要	未定
4(25)	特定天井	耐震対策未実施(既存不適格)	現行法に合致させることが望ましい	未定

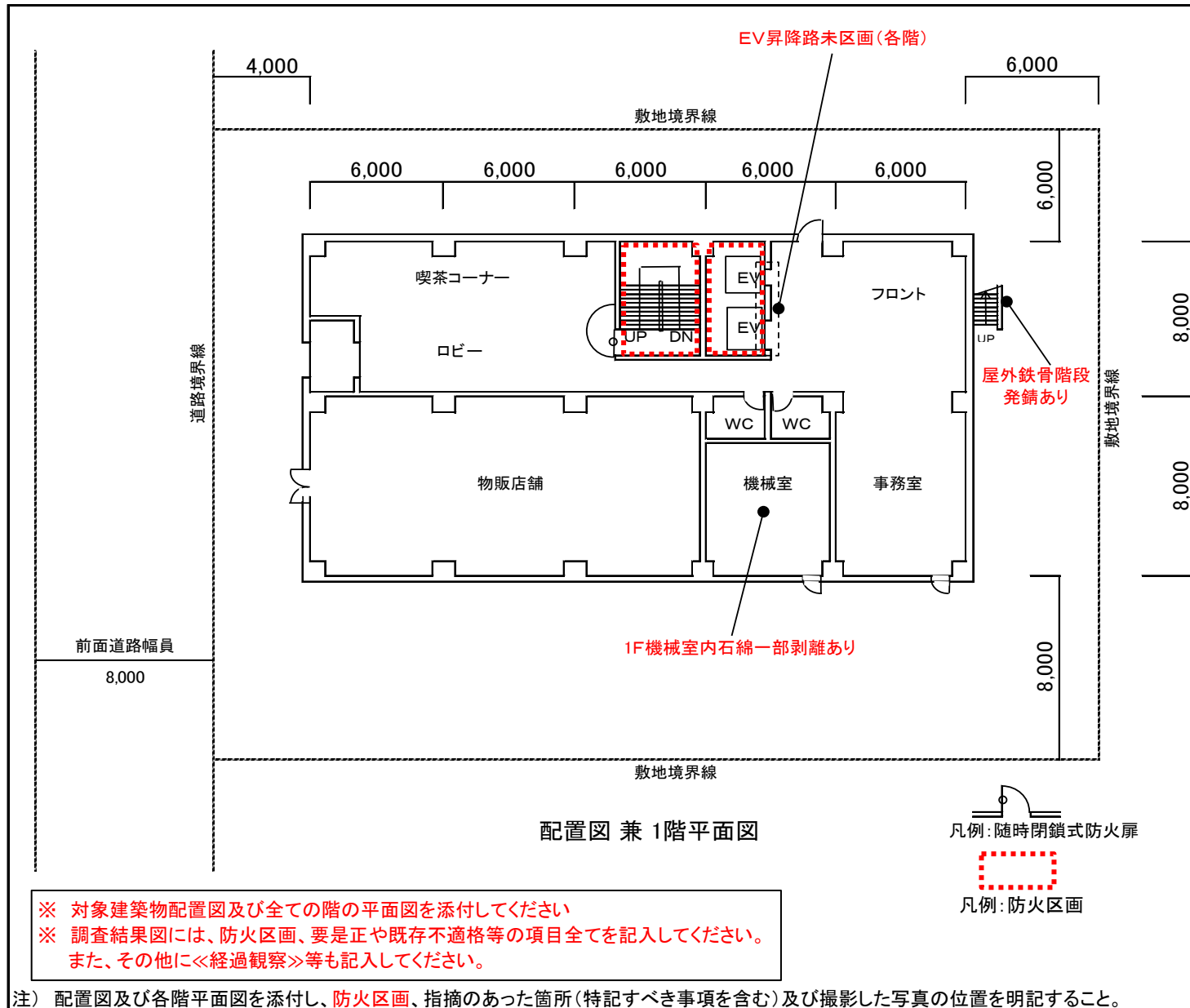
調査結果で指摘等があった項目は全て記載する。

指摘事項の分類(要正、既存不適格、経過観察等)を記入する。

記載欄が不足する場合は、欄を追加し別紙に記載してください

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は**記入不要です**。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入してください。
【注意：神奈川県内は対象の有無欄に対象であれば○を記入し、該当しない場合でも「-」を記入する必要はありません。】
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表第1(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第1(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、**記入不要です**。
- ⑩ 7「上記以外の調査項目」欄は第2の規定により特定行政庁が**調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等**を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ⑪ 「その他確認事項」は、法12条第3項の規定による検査を要する**常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)**及び**随時閉鎖又は作動ができる防火設備(防火ダンパーを除く。)**の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ⑫ 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっては特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑬ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ⑭ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。



※ 対象建築物配置図及び全ての階の平面図を添付してください
 ※ 調査結果図には、防火区画、要是正や既存不適格等の項目全てを記入してください。
 また、その他に「経過観察」等も記入してください。

注) 配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)及び撮影した写真の位置を明記すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台(木造に限る。)
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面
(2)から(5)	屋上周り(屋上面を除く。)
(6)から(7)	屋根
(8)から(9)	機器及び工作物(冷却塔設備、広告塔等)
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(32)	防火設備又は戸
(33)	照明器具、懸垂物等
(34)から(35)	警報設備
(36)から(37)	スプリンクラー設備
(38)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(22)	階段
(23)から(26)	排煙設備等
(27)から(33)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目


注意事項

別添 2 様式 (A 4)

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
	↑	↑	<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
調査項目番号を記入		調査結果表の調査項目を要約して記入	
<p>《写真》</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 指摘部位の外観・概要が分かる写真を添付する ※ 必要に応じて指摘対象部分に矢印等を加筆する ※ 指摘事項を複数添付する場合は、記号等で図面の位置と照合させる ※ デジタルカメラの画像の取入れは可 ※ ポラロイド写真やカラーコピーを貼付する場合は、裏面にも整理番号を記入する 		特記事項	いずれかにチェックマークを入れる (「その他」は特記すべき事項がある場合)
		調査結果表の特記事項の説明では理解しにくい場合や、追加の説明事項がある場合は、適宜補足を加える。	

記入例

部位	番号	調査項目	調査結果
	2(10)	外壁躯体の劣化及び損傷の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
 <p style="text-align: center;">写真1 ←</p>		特記事項	レ点又は塗りつぶし ■でも可
		指摘の場所を記入	
		6階 西側外壁 コンクリートが剥落し鉄筋が露出	
		場所と位置の照合ができるよう、写真番号を記入する。	

(注意)

- ① この書類は、調査の結果、「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入してください。
- ④ 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。